

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の
小西洋之でございます。
まず、国會議員の歳費に関する会計支出の検査
に関する質問からさせていただきます。
金曜日の議院運営委員会において、いわゆる
我々参議院議員の歳費を減額する歳費減額法が付

<p>託されているところでございますが、参議院法制局に伺います。参議院法制局は、参議院議員を衆議院議員に比べて歳費を減額する、この法案は憲法違反ではないというふうにお考えでしようか。</p> <p>○法制局長(長野秀幸君) お答え申し上げます。</p> <p>私たちも参議院法制局は、議員の依頼を受け、依頼者側の判断に基づいて法律案の立案等を行っており、たとえば、立憲の立場に立つて立案といふうに立つて立案したものでございます。</p> <p>○小西洋之君 今法制局長から、依頼者側の判断を前提に依頼者側の立場に立つて立案といふうに答弁がございました。</p> <p>担当の与党の先生方から私どもに対しても、法制局はこの歳費減額法を合憲と言つているというような御主張をされたということなんですが、それは事実に反するということをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>一ページ、ちょっと御覧いただきたいんですが、参議院法制局の川崎第一部長が衆議院でこの歳費減額法について答弁をされているんですが、私は、参議院法制局は本物の法制局として尊重、尊</p>	<p>会の構成組織員であり、同じ職務権限を与えられており、また、この四十九条というのは国民の参政権を前提とした身分保障の規定でありますので、こうしたこと等々に照らすともう違憲といふのが当たり前であるんですが、かつ、違憲説を基づいて立案したものでございます。</p> <p>○小西洋之君 今法制局長から、依頼者側の立場を前提に依頼者側の立場に立つて立案といふうに立つて立案したものでございます。</p> <p>担当の与党の先生方から私どもに対しても、法制局はこの歳費減額法を合憲と言つているというような御主張をされたということなんですが、それは事実に反するということをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>一ページ、ちょっと御覧いただきたいんですが、参議院法制局の川崎第一部長が衆議院でこの歳費減額法について答弁をされているんですが、私は、参議院法制局は本物の法制局として尊重、尊</p>
<p>敬しているんですね、あえて申し上げます。非常に、私から見ると、残念ながら意図的かつ便宜的なところもあるんじやないか。</p> <p>冒頭、上の方に、ほかの国で歳費減額の例があるのかというのでいろいろ答えてもらっていますけれども、公選制で歳費を減額している例は、これ国会図書館の調査ですが、州代表の性格を有するメキシコだけなんですね。ほかは事実上、実質上そう張つているところは、今、長野法制局長からその趣旨が答弁されました。</p> <p>二段落目ですけれども、これ、憲法学者も当然違憲学説なんですね。二ページ以降に私が作らせていたいたい分析ペーパーを付けておりますけれども、我々参議院議員は、憲法前文やあるいは憲法四十二条等々に基づいて、同じ国民代表でございます、衆議院議員と。同じ代表であり、同じ国</p>	<p>です。</p> <p>実は、会計検査院は、憲法上の独立機関として、国会や内閣の憲法解釈に拘束されずに、自ら政権を前提とした身分保障の規定でありますので、こうしたこと等々に照らすともう違憲といふのが當たり前であるんですが、かつ、違憲説を基づいて立案したものでございます。</p> <p>○小西洋之君 今法制局長から、依頼者側の立場を前提に依頼者側の立場に立つて立案といふうに立つて立案したものでございます。</p> <p>担当の与党の先生方から私どもに対しても、法制局はこの歳費減額法を合憲と言つているというような御主張をされたということなんですが、それは事実に反するということをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>一ページ、ちょっと御覧いただきたいんですが、参議院法制局の川崎第一部長が衆議院でこの歳費減額法について答弁をされているんですが、私は、参議院法制局は本物の法制局として尊重、尊</p>
<p>敬しているんですね、あえて申し上げます。非常に、私から見ると、残念ながら意図的かつ便宜的なところもあるんじやないか。</p> <p>冒頭、上の方に、ほかの国で歳費減額の例があるのかというのでいろいろ答えてもらっていますけれども、公選制で歳費を減額している例は、これ国会図書館の調査ですが、州代表の性格を有するメキシコだけなんですね。ほかは事実上、実質上そう張つているところは、今、長野法制局長からその趣旨が答弁されました。</p> <p>二段落目ですけれども、これ、憲法学者も当然違憲学説なんですね。二ページ以降に私が作らせていたいたい分析ペーパーを付けておりますけれども、我々参議院議員は、憲法前文やあるいは憲法四十二条等々に基づいて、同じ国民代表でございます、衆議院議員と。同じ代表であり、同じ国</p>	<p>です。</p> <p>実は、会計検査院は、憲法上の独立機関として、国会や内閣の憲法解釈に拘束されずに、自ら政権を前提とした身分保障の規定でありますので、こうしたこと等々に照らすともう違憲といふのが當たり前であるんですが、かつ、違憲説を基づいて立案したものでございます。</p> <p>○小西洋之君 今法制局長から、依頼者側の立場を前提に依頼者側の立場に立つて立案といふうに立つて立案したものでございます。</p> <p>担当の与党の先生方から私どもに対しても、法制局はこの歳費減額法を合憲と言つているというような御主張をされたということなんですが、それは事実に反するということをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>一ページ、ちょっと御覧いただきたいんですが、参議院法制局の川崎第一部長が衆議院でこの歳費減額法について答弁をされているんですが、私は、参議院法制局は本物の法制局として尊重、尊</p>
<p>敬しているんですね、あえて申し上げます。非常に、私から見ると、残念ながら意図的かつ便宜的なところもあるんじやないか。</p> <p>冒頭、上の方に、ほかの国で歳費減額の例があるのかというのでいろいろ答えてもらっていますけれども、公選制で歳費を減額している例は、これ国会図書館の調査ですが、州代表の性格を有するメキシコだけなんですね。ほかは事実上、実質上そう張つているところは、今、長野法制局長からその趣旨が答弁されました。</p> <p>二段落目ですけれども、これ、憲法学者も当然違憲学説なんですね。二ページ以降に私が作らせていたいたい分析ペーパーを付けておりますけれども、我々参議院議員は、憲法前文やあるいは憲法四十二条等々に基づいて、同じ国民代表でございます、衆議院議員と。同じ代表であり、同じ国</p>	<p>です。</p> <p>実は、会計検査院は、憲法上の独立機関として、国会や内閣の憲法解釈に拘束されずに、自ら政権を前提とした身分保障の規定でありますので、こうしたこと等々に照らすともう違憲といふのが當たり前であるんですが、かつ、違憲説を基づいて立案したものでございます。</p> <p>○小西洋之君 今法制局長から、依頼者側の立場を前提に依頼者側の立場に立つて立案といふうに立つて立案したものでございます。</p> <p>担当の与党の先生方から私どもに対しても、法制局はこの歳費減額法を合憲と言つているというような御主張をされたということなんですが、それは事実に反するということをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>一ページ、ちょっと御覧いただきたいんですが、参議院法制局の川崎第一部長が衆議院でこの歳費減額法について答弁をされているんですが、私は、参議院法制局は本物の法制局として尊重、尊</p>

告してたんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 裁判官がその判決を作成するに当たって、どのようなものが分かりやすいか、説得力があるかどうかということは自らの責任と権限に基づいて判断をしているところでございまして、その中では、判決をした後などに様々な論評、指摘がされることはござります。学者の方、報道の方、あるいは国会での御議論等されることがございます。これを自ら耳を澄まして、どのような指摘がされているかといふことも含めて受け止めでお考えになつていると、いうふうに考えるところでござります。

○小西洋之君 いや、寺田長官があまたある国会会議の中から私のものだけ見付けるといふことは多分物理的にあり得ないと思うんですが。

事務総局に重ねて聞きますけれども、平成二十九年の前回の決算委員会の質問で、判決文ですね、最高裁判決の判決文には、最終的解決の適切さ、判決としての説得力が必要であるといふうに司法行政として自らおっしゃっていますけれども、先ほど申し上げた、国会が作つた法律を違憲無効にする判決において、合憲であると述べる反対意見について何一つ言及していない、そういう判決の在り方は、三権分立の下における事案の最終解決として適切なものとしてお考えですか。

あるいは、判決として裁判当事者、国民、国会に対する説得力があるとお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 最高裁判所の判決の作成に当たりましては、一般論ではございますけれども、審議の中で多数意見が形成され、その内容も踏まえて今度は反対意見が作成され、その反対意見がどのように作成されたかを多數を形成する裁判官も承知した上で、必要な上で、多數意見に修正を加えたり補足意見が作成されたりした上で最終的な判決が作成されてるというふうに承知しております。

こうしたプロセスの中で、裁判官の意見においてどのようにそれを書き表すか、理由を書くかなどは、まさに裁判官の判断と責任に委ねら

れておりまして、裁判官の職権行使の独立の内実そのものであろうというふうに思います。

他方、最高裁事務総局は、司法行政部門といたしまして裁判部門とは独立しております。裁判部門の独立した職権行使、判断作用に影響を与えるということはあつてはならないと考えながら行動しておりますので、事務総局としては最高裁判決の内容について意見や考え方述べる立場にはございません。

○小西洋之君 国会議員が国会で、国会が作った法律を違憲無効とする際に、それを合憲とする反対意見、これ裁判所法に基づいて付けている意見です。それに對して、なぜその反対意見が間違っているのか、合憲の主張が間違っているのか、説明がなければ、三権分立上、法律を無効と言うことは、それは筋が通らないんじゃないかというふうな旨を言つたのもかわらず、それにもかかわらず、その判決が解決妥当なものかどうか、解決として妥当なものかどうか、あるいは説得力があるのかどうか、何一つ答弁がなかつたというふうなことを確認させていただきたいと思います。

先生方、資料の十八ページを御覧いただきたいんですけれども、実は今、総務局長は、裁判体、裁判をする、あれを裁判体とおっしゃっているんですけど、裁判のことですけど、裁判のこと

影響を与えることをやつてはいけないと言つてはいるんですけど、実は思いつ切り十八ページは、かつて、平成二年に、民事判決の判決文の書き方を変えようというふうに、東京の地方裁とあと大阪の地方裁が共同で提言書を出したんですが、線を引つ張つてあるところ、御覧いただきますように、この提言は、民事判決作成の問題意識を、問題提起を上げることが許されないと言つてはいるんですけど、実は思いつ切り十八ページは、かつて、平成二年に、民事判決

の書き方を変えることやつてはいるんですけど、実は思いつ切り十八ページは、かつて、平成二年に、民事判決の書き方を変えようというふうに、東京の地方裁とあと大阪の地方裁が共同で提言書を出したんですが、線を引つ張つてあるところ、御覧いただきますように、この提言は、民事判決作成の問題意識を、問題提起を上げることが許されないと言つてはいるんですけど、実は思いつ切り十八ページは、かつて、平成二年に、民事判決

資料を送つてはいるんですね。こういうことをしておきながら、私の、今回、これまでの指摘について事務総局が最高裁の裁判官の裁判官会議に上げないというのは筋が通らないと思います。

ここで質問いたしますけれども、この新しい民事判決の様式、これ中身を読むところいうふうにいません。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中させれば、裁判所の判断もここに焦点を合わせることができます。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中在させれば、裁判所の判断もここに焦点を合わせることができます。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中在させれば、裁判所の判断もここに焦点を合わせることができます。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中在させれば、裁判所の判断もここに焦点を合わせることができます。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中在させれば、裁判所の判断もここに焦点を合わせることができます。まさに裁判のやり方、中身、判決を集中在させれば、裁判所の判断もここに焦点を

おきながら、私の、今回、これまでの指摘について事務総局が最高裁の裁判官の裁判官会議に上げない理由を述べてください。裁判の参考にならない理由、最高裁の判決の参考にならない理由を簡単にお話ししてください。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 委員の御指摘が参考にならないと申し上げているつもりはございません。そういう御指摘があつたことを事務局の立場から最高裁の裁判官会議に報告することは適切でないというふうに考えたという趣旨でございません。

○小西洋之君 参考にならないどころか、核心に行きますけど、これは司法権の存立そのものに関する問題提起ですよ。

皆様、お手元の資料なんですけれども、平成二十六年に、NHKの受信料の制度について合憲であるという判決が出たんですけども、それについて実は反対意見が付いてるんです。多数意見の主張を、理由、結論、全部否定しているんですけど、それについてその多数意見は一言も触れていないんですね。

これは当然、裁判を起こして、自らの人権、我々はNHKに受信契約を結んで一方的に支払う命令を受ける義務はないんだということを、人権保障を求めてるわけですが、それを、人権保障の訴えが言わば正しいと言つてはいる、あるいは別の論理でも結構なんですけれども、それが正しい、多数意見は間違いだと言つてはいる判決について一言も触れずに多数意見で判決を出す、そういう判決の在り方が、人権保障また憲法保障を使命とする司法権の在り方として許されるんですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 事務総局といつしましては、個別の特定の判決についてお答えすることはできません。

○小西洋之君 このやり取りは、今の長官、大谷長官といつしましては、個別の特定の判決についてお答えすることはできません。

いらしたので、この論点は事務総長のお立場で全部御存じでありますので、大谷長官がしっかりと今日の質疑を受け止めさせていただいて、かつ、裁判体、最高裁の裁判体の中で共有をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ大事な点ですね、こういう擦れ違い判決。日本の司法制度というのは、国民主権、憲法の定めで、国民が行う国民審査によつて、國民主権に基づく司法権といふうにされております。

国民が裁判官の適否を判断する唯一の手掛かりと言つてもいいと思いますけれども、それは判決文しかございません。だからこそ、裁判所法において、各裁判官は意見を必ず書かなければいけないというふうに明記されています。まさに憲法の国民審査を踏まえて明記されているところでござります。

最高裁に伺いますが、国民から見て、自分はこの反対意見が正しいと思うんだけれども、なぜそれを多数意見が取らなかつたのか全然分からな

い、そのような判決の書き方、というのは、国民審査ですね、國民主権に基づいた司法権の在り方を定めた憲法の趣旨にもとるような判決の書き方ではないですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 委員の御指摘のような判決が国民審査に役立たないと言え

るかどうか 国民審査との関係につきましてもお答えすることはできません。

○小西洋之君 いや、国民に、民事裁判、もつと

いい裁判ができるということで各裁判体に、日本

中の裁判体に資料を配つてある事務総局がなぜ、

国民審査に今の判決の在り方が課題があるか、問題があるか、何にも答えられないんですか。答えてください。

かつ、時間がないので重ねて聞きますけど、実は、皆様、資料を付けているんですが、今の最高

裁判の判決文というのは、これいろんな弁護士さん

に聞きました、みんな言つています、もう日本で一番読みにくい公文書であると。もう日本に存在する公文書の中で一番読みにくい。なぜかという

と、切れ目がないんですね。多数意見があつて、補足意見、意見、反対意見と大きく四つ付く場合

があるんですけども、切れ目が全くないので、どこに何が書いてあるかさっぱり分からぬ。こ

れは、国民審査をする国民の観点、あるいは裁判

権に基づく司法権といふうにされております。

当事者の観点からしても問題がある判決文の書き

方ではないですか。さつきの質問とまとめて答えてください。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) もちろん、一般論として、判決書が当事者や国民にとって分かりやすく説得力を有することは重要なことだというふうに考えております。

委員御指摘のような方法も含めまして、判決書をどのように書くべきかということは、裁判官の判断と責任に委ねられている事項でござりますの

で、事務総局において判決書を改善すべきである

といった意見を述べることは、裁判官の職権行使の独立に影響を与えるおそれがありますので、相当

ではないと考えております。

○小西洋之君 司法行政の役割は、憲法などの趣

旨に照らして大事な意見を裁判体に適切に伝え

る。ただ、もちろんそうですよ、私も半分は賛成、大賛成ですよ。裁判体に影響が与えるような

こと、をとりでになつて防ぐのが司法行政の役割な

んですよ。

今、十四ページですね、具体的な裁判例聞きました

が、かつて一回だけ最高裁で反対意見が付いた死刑判決がございました。この反対意見について、多数意見はどちら答えていないと。私はこの反

対意見を書いた裁判官に直接伺いました。人の命を奪う判決において、高裁に差し戻すべきだとい

う反対意見に何も触れない多数意見、これが、法

の正義及び人権も含めてですね、保障も含めて、裁判の在り方として適切だとお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(村田斉志君) 先ほどと

同じになりますけれども、個別の事件で裁判官が

どのように判決をお書きになるかというのは裁判官の判断と責任に委ねられていると思います

ので、事務局の立場ではお答えできません。

○小西洋之君 それでは、横畠長官、時間です

で聞きますが、今、実は内閣法制局に最高裁判所

から出向者がいます。憲法解釈を担当する第一部

により、かつ、質問主意書の審査などをしております。

ただ、横畠長官は、皆様御存じのように、

三月六日の予算委員会で三権分立に反するよう

な、国会の自律権を侵害するような国会審議の内

容に關わる発言を行い、また、違憲立法を支えて

いるというのが世の中の意見でござります。資料

に対する批判もあります。

長官に伺いますが、最高裁からの出向者をこう

いう憲法違反という批判を受けているあなたの下

で使うこと自体が司法権に対する国民の信頼を損

ね、かつ、今、現に安保の違憲訴訟が起きています。

違憲訴訟で国側の主張を支えるのは、横畠長

官の法制局設置法に基づく意見事務です。これは、やはり国民の目から見て公正な司法権の在り

方を疑わせるようなそういう人事運用であり、即

刻改めるべきではありませんか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 内閣法制局参事官は、裁判官経験者に限らず、各府省からの出向

者、すなわちそれ専門的な知識、経験を有する適任者を任命しております。

その上で、裁判官の経験を有する参事官は検事

に任命された上で法務省から出向しているもので

あり、内閣法制局参事官としてその職務を行つこ

とが司法権に対する国民の信頼等に影響を与えるものではありません。

なお、当部、内閣法制局第一部の参事官は具体

の訴訟事件に関与することとはございません。

○小西洋之君 一言。

横畠長官も最高裁の判決も、残念ながら法の支

配に反する、まさに人の支配の答弁であつたとい

うことを指摘して、終わります。

ありがとうございました。